5・6　（略）

7　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～14　（略）

（中国土地改良調査管理事務所）

第二百八十条　（略）

2・3　（略）

4　中国土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～10　（略）

11　耐震対策専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項のうち耐震対策に関するものについての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12　（略）

13　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14　（略）

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

2・3　（略）

4　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、施設復旧対策専門官一人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
環境調整課

5～13　（略）

14　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15～17　（略）

5・6　（略）

（新設）

7～13　（略）

（中国土地改良調査管理事務所）

第二百八十条　（略）

2・3　（略）

4　中国土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～10　（略）

（新設）

11　（略）

（新設）

12　（略）

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

2・3　（略）

4　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
環境調整課

5～13　（略）

（新設）

14～16　（略）